

作業環境測定点検業務 仕様書

1 作業環境測定点検業務の対象

- (1) 事業場の名称 とっとりバイオフィロンティア
(2) 事業場の所在地 鳥取県米子市西町86番地

2 委託期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

3 作業環境測定点検業務の内容

2階共同実験室の有機溶剤、特定化学物質の濃度測定

4 業務回数 年2回

5 業務対象

業務場所	項目
遺伝子実験室（82 m ² ）	キシレン、メタノール（有機溶剤）70点
細胞実験室（80.36 m ² ）	キシレン、メタノール（有機溶剤）70点
機器分析室（41.2 m ² ）	キシレン、メタノール（有機溶剤）60点
遺伝子実験室（82 m ² ）	ホルムアルデヒド（特定化学物質）70点
細胞実験室（80.36 m ² ）	ホルムアルデヒド（特定化学物質）70点
機器分析室（41.2 m ² ）	ホルムアルデヒド（特定化学物質）60点

6 一般共通事項

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令等を遵守すること。
(2) 点検に要する機器、器具はすべて受注者の負担とすること。
(3) 点検実施にあたり、建物・工作物・備品等に損害を与えた場合は受託者が損害賠償の責を負うこと。
(4) 点検実施中に破損箇所等を発見した場合、または機器等に異常を認めた場合は、直ちに発注者に報告すること。
(5) 受託者は、点検後委託者に結果報告書を提出すること。
(6) 支払の条件は、結果報告書提出し合格後請求により翌月末日までに支払う。
(7) 受託者は、本業務仕様書に基づき業務に関する実施計画を策定し、施設の運営に支障のないよう計画的に業務を履行すること。

7 その他

- (1) 受託者は、「作業環境測定法」（昭和50年5月1日法律第28号）第33条に規定する登録（作業環境測定を行うことができる作業場の種類として、「作業環境測定法施行規則」（昭和50年8月1日労働省令第20号）別表第1、3、5号に規

- 定する作業場の登録を受けているものに限る。)を受けていなければならない。
- (2) 本業務仕様書は、業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じて軽微なもので管理上必要と認められる作業は、契約金額の範囲内で誠意をもって行うものとする。
 - (3) 本業務仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、お互いの協議の上決定するものとする。